

すべての市町村で「人権協会」 (人権課題を担う「新たな公」)の創設を！



財団法人大阪府人権協会 専務理事 村井 茂

1 「救済」・「支援」・「予防」機能

人権行政には、「救済」・「支援」・「予防」の3つの機能が必要だ。「救済」は、国で法整備も検討されているが、自治体では「人権相談」がその重要な役割だと考えられる。「支援」というのは「自立支援」のことで、それぞれの施策への誘導などが役割である。「予防」というのは教育・啓発のことで、行政機関、NPO等の様々な団体が参加した「人権の社会（まちづくり）」というところまで広げていく必要がある。

「啓発活動」にはそれなりに熱心だが、人権の支援・救済に係わる機能の充実には消極的な自治体の姿を感じる場合があるが、支援・救済としっかりと結びついていない人権教育・啓発は空虚なものになってしまう。同和教育は、差別と貧困がもたらす児童の学習権侵害をどう克服するのかという、「人権としての教育」が何よりの出発点だった。人権教育・啓発活動は、何より人権侵害から「人」を守る営みでなくてはならない。人権に関する「総合的なメニュー」を市民に提示できるようにし、「人権啓発活動」をより深く、広いものにしていくことが必要である。

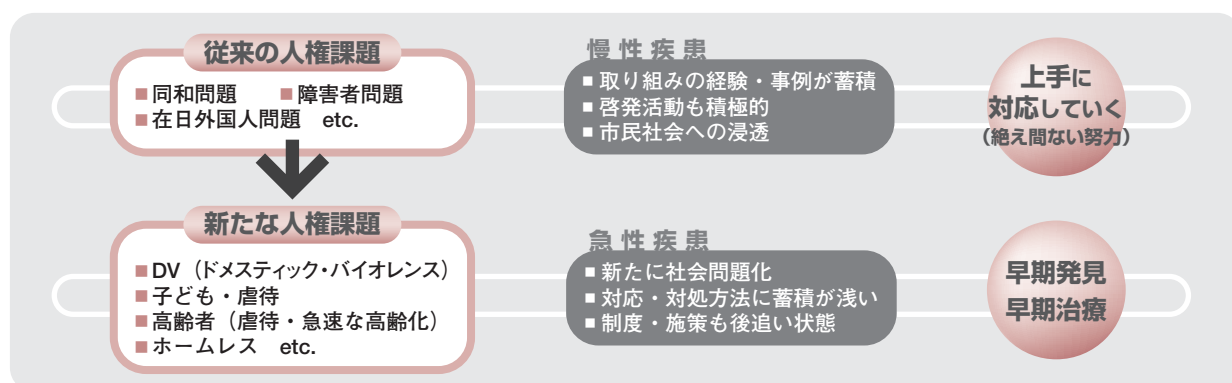
「同和地区」のない市町村においては、「同和地区出身者の自立支援」といった施策はなかなか想定しにくい。しかし、同和地区出身者や、同和問題に遭遇した市民の相談に「予防（啓発）」のみで対応していくのは、

少し無理がある。それは他の人権問題、例えば障害者に対する差別、DV被害者への対応についても同様だ。そこで、啓発以外に、人権相談活動を事業化し、同和問題に限らず、広く市民の「駆け込み寺」として身近な人権相談窓口整備などのとりくみが重要なのである。

2 新たな人権課題に対応

「人権協会」の設立、「人権相談」の実施といった取り組みは、決して、人権を一括りにするというのではない。市町村は、同和問題、障害者問題、在日外国人問題など、いわば「歴史的・社会的」に累積されてきた人権課題に対応してきたし、今後も解決に向けた取り組みは必要である。しかし、現代社会は複雑・輻輳化し、従来の概念では捉えきれないDVや子ども虐待等、現代社会に惹起する「新たな人権課題」に現在の施策のありようでは、こうした状況に十分対応できるものにはなっていないと考える。例えば、「慢性疾患」対策だけではなく、「急性疾患」対策をどうするのか、「早期発見・早期治療」の仕組みが必要ではないのかということである。「新たな人権課題」に迅速・適切に対応し、問題の拡大を防ぎ、人権を守っていくことが求められている。新たに社会問題化し、対応・対処方法に蓄積が浅く、制度・施策も後追い状態の、言わば「新たな人権課題」という急性疾患に対しては、「早

新たな人権課題の湧出のイメージ



期発見・早期治療」の仕組みなしには、事態を深刻化し、手遅れになることを危惧する。

最近の自殺者の急増、ホームレス問題などは、さまざまな矛盾が「多問題化」した「複雑系」の人権課題である。また、児童虐待や子育て放棄など、子どもたちの人権侵害は、教育や保育現場だけに任せるのではなく、「早期出動」を要する人権課題だ。それなりの支援システムが要る。高齢者の「消費者保護」なども権利擁護事業だけで対応できるのかは疑問である。障害者問題でも、「手帳を持たない障害者」が急増しているが、相談する窓口さえ不十分なまま放置されている状況がある。一種の「社会福祉のパラドックス」現象で、これには、福祉施策の再構築という面と、人権施策という面の、両面からのアプローチが効果的ではないかと思う。

3 地域コミュニティの再生

人権の行政、人権の組織というのは、いわば「プラットフォーム」で、キャッチ機能を高めるところに主眼があり、福祉や教育などの対応を取り込むのではなく、多様な施策のネットワークで「チームアプローチ」することである。人権担当行政や人権の組織は、その一員にすぎない。

しかし、警察行政で「交番所」はいらないのかというようなもので、市民の身近に、ふっと立ち寄れるプラットフォームは必要だ。例えば、日本の福祉の欠点は、「制度がニーズを縛っている」ところにあると指摘される。障害者の支援費制度のサービスメニューだけにニーズが限定されてしまうと、仕事をしたいけど通勤ができないとか、外出したいとか、恋愛の悩みとか、ニーズが無視されてしまう。そういうニーズの発見機関は、多少、重複行政になっても、身近に整備すべきだと思う。「識字学級」など、とても当時の行政では発見できなかったニーズを発見した、同和地区の「隣保館事業」を一つの参考にしていてのが、「人権協会」設立による取り組みである。

「人権協会」の趣旨を端的に表現すれば、「人権のまちづくり」というか、「人権（で）まちづくり」というか、「地域コミュニティの再生（復権）」ということではないか。地方分権とか、先端行政である市町村への期待が高まっているのは、「豊かな都市（モノの豊かさ）」という価値観に変わって「持続可能な都市」という新しい都市モデルが模索されているからだろう。あらためて、都市としてのインフラストラクチャー（生活環境基盤）を見直す時であると思う。その際、この街に住んでいると、帰ってくると、「人に優しくなれる環境がある」という、コミュニティの基盤整備というのは欠かせない要素だと思う。

4 協会事業と評価システム

人権行政には、「救済」・「支援」・「予防」の3つの機能が必要であると先に述べたが、人権協会の主たる活動もこの3つの機能を具体化する事業の展開、活動であるとする。そして、それに加えて評価・検証機能が必要だ。この評価・検証機能については、外に向けた事業が必要ということではなく、自らのチェック機能としての「自己評価・検証」と「外部（第三者）による評価・検証」という協会の組織運営の仕組みと考えた方が妥当だ。

市町村の「人権協会」の主たる活動は、「人権相談事業」と、「（困難を抱えた市民のための）自立支援事業」と、「人権啓発事業」の三つと言える。「相談」と「啓発」を先行させて、例えば、地域就労支援事業を「人権協会」に事業委託することなど、「自立支援」を検討していくということになるだろう。

そして、「人権協会」を運営していく主体は、市民主導のノンプロフィット（非営利組織）である。NPOとは限らないが、行政の直接執行ではなく、かといって「検討機関」ではなく、「活動機関」でなければならないと考える。

阪神大震災の復興支援の教訓に照らすと、行政の「あまねく公平」論でだけでは、多様で、新しい人権課題には対応できない。あらためて、ボランティア・NPOの力、人びとの「共助」の力というものにもっと注目したいと思う。しかし、行政の参画は必要だ。行政は条件整備などの支援をしっかりと行うべきで、「人権協会」は、行政職員の派遣・出向が可能なような、ノンプロフィットである。

大阪府の「同和問題解決に活用できる一般施策事例一覧」は、市町村の「人権の組織」の事業を手助けする有意義なもので、条件を整備して、この組織（「新しい公」としての「人権協会」）に委託し、その実施に際しては、大阪府人権協会と連携していくこととなる。大阪府人権協会には、相談や啓発などの人材育成、市町村だけでは対応できない相談などへの援助、共同の啓発事業などの支援が求められるので、今後とも頑張っていきたい。

